

高原町告示第24号

令和4年第2回高原町議会臨時会を次のとおり招集する

令和4年5月11日

高原町長 高妻 経信

1 期 日 令和4年5月27日

2 場 所 高原町役場議場

○開会日に応招した議員

陣 圭介君

反田 吉巳君

松元 茂春君

中村 昇 君

温水 宜昭君

福澤 卓志君

末永 充君

入佐 廣登君

前原 淳一君

温谷 文雄君

令和4年 第2回 高原町議会臨時会 会議録 (第1日)

令和4年5月27日 (金曜日)

議事日程 (第1号)

令和4年5月27日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 5号 専決処分について (専決第6号)
高原町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 4 承認第 6号 専決処分について (専決第7号)
国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 承認第 7号 専決処分について (専決第8号)
令和3年度高原町一般会計補正予算 (第23号)
- 日程第 6 承認第 8号 専決処分について (専決第9号)
令和3年度高原町病院事業会計補正予算 (第4号)
- 日程第 7 承認第 9号 専決処分について (専決第10号)
令和4年度高原町一般会計補正予算 (第1号)
- 日程第 8 議案第32号 学校基金の設置・管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第33号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第34号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第35号 議会の議員の議員報酬・費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第36号 物品購入契約について
- 日程第13 議案第37号 令和4年度高原町一般会計補正予算 (第2号)
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 承認第 5号 専決処分について (専決第6号)

- 高原町税条例等の一部を改正する条例
- 日程第 4 承認第 6 号 専決処分について（専決第 7 号）
国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 承認第 7 号 専決処分について（専決第 8 号）
令和 3 年度高原町一般会計補正予算（第 2 3 号）
- 日程第 6 承認第 8 号 専決処分について（専決第 9 号）
令和 3 年度高原町病院事業会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 7 承認第 9 号 専決処分について（専決第 10 号）
令和 4 年度高原町一般会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 8 議案第 3 2 号 学校基金の設置・管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 3 3 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 3 4 号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 3 5 号 議会の議員の議員報酬・費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 12 議案第 3 6 号 物品購入契約について
- 日程第 13 議案第 3 7 号 令和 4 年度高原町一般会計補正予算（第 2 号）

出席議員（10名）

1 番 陣 圭介君	2 番 反田 吉巳君
3 番 松元 茂春君	4 番 中村 昇君
5 番 温水 宜昭君	6 番 福澤 卓志君
7 番 末永 充君	8 番 入佐 廣登君
9 番 前原 淳一君	10 番 温谷 文雄君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 平 真樹君 書記（事務局次長） 中嶋 雄二君

説明のため出席した者の職氏名

町長	高妻 経信君	副町長	横山 安博君
教育長	西田 次良君		
総合政策課長	馬場 倫代君	総務課長	末永 恵治君
税務課長	高原 寿志君	町民福祉課長	内村 秀次君
産業創生課長	森山 業君	農畜産振興課長	田中 博幸君
高原病院事務長	花牟禮 秀隆君	教育総務課長	中別府 和也君

?

◎ 開会・日程

午前10時00分 開会

○議長（温谷文雄君）

ただいまから令和4年第2回高原町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

会期日程案及び本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（温谷文雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、5番、温水宜昭議員、及び6番、福澤卓志議員を会議録署名議員に指名します。

○

◎ 日程第2 会期の決定

○議長（温谷文雄君）

日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決定しました。

○

◎ 日程第3 承認第5号 専決処分について（専決第6号）高原町税条例等の一部を改正する条例

○議長（温谷文雄君）

日程第3、承認第5号、専決処分について（専決第6号）、高原町税条例等の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

[登壇]

それでは、提案理由の説明に入らせていただきます。

承認第5号、専決処分について御報告いたします。

議案書の1ページをお開きください。高原町税条例等の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律をはじめ、地方税法施行令の一部を改正する政令、及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が令和4年3月31日それぞれ公布され、同年4月1日に施行されたことに伴い、高原町税条例等の一部を改正するものでございます。主な改正点でございますが、商業地等の固定資産税について、激変緩和の観点から、令和4年度に限り、税額の上昇幅を半減させる措置を講じております。

また、住宅借入金等税額特別控除の適用期限延長等の見直しを行うほか、法令改正に合わせた所要の改正を行うものです。

なお、改正内容につきまして、担当課長をもって説明いたさせますので、御承認のほどよろしくお願いいたします。

[降壇]

○税務課長（高原寿志君）

高原町税条例等の一部を改正する条例について、概要を御説明いたします。

議案書の3ページをお開きください。今回の改正では、施行期日が条項ごとに相違があるため、改正内容の説明の中で施行時期を提示いたします。また、地方税法等の改正による文言の修正、条文の項ずれ等の改正につきまして、一部説明を割愛いたしますので、御了承ください。

まず、改正条例の第1条でございます。

条例第18条の4の改正でございますが、地方税法第382条の4の改正により、証明書に住所が変わるものとして施行規則で定める事項を記載したものを交付しなければならないこととする法律改正に伴う改正でございます。

施行日は民法等の一部を改正する法律附則第1条第2号に掲げる既定の施行の日でございます。第33条第4項及び、4ページにあります第6項の改正でございますが、第33条は町民税の所得割の課税標準の算定方法に関する規定であり、この改正によって総合課税または分離課税を確定申告書の記載によってのみ適用するものとしたものでございます。

この第33条から5ページから7ページの第36条の2の改正までが施行日は令和6年1月1日となっております。

5ページをお開きください。第34条の9第1項及び第2項の改正でございますが、町民税で総合課税または分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除を確定申告書の記載によって行うものとしたものでございます。

次に、5ページから6ページにかけての第36条の2第1項の改正でございますが、公的年金等受給者の町民税申告義務に係る配偶者特別控除額に係る部分の規定の整備をしたものでございます。

7ページの第36条の2第2項は項ずれによる改正でございます。

第36条の3の2第1項の改正は、第2号、第3号を1号ずつ繰り下げ第2号として給与所得者の扶養親族等申告書について記載事項を一定の所得要件を満たす配偶者の氏名を追加したものでございます。施行日は令和5年1月1日となっております。

8ページをお開きください。第36条の3の3第1項の改正は、公的年金等受給者の扶養親族等申告書について、一定の配偶者及び16歳を超える扶養親族であって退職手当等を有する者について、提出義務を追加し、9ページになりますが、第2号、第3号を1号ずつ繰り下げ、起債事項に特定配偶者の氏名を追加するものでございます。施行日が令和5年1月1日となっております。

第48条第9項、第15項は項ずれによる改正でございます。施行日が令和4年4月1日となっております。

続きまして、条例附則の改正でございます。10ページをお開きください。第7条の3の2第1項の改正は、住宅借入金等特別税額控除を令和20年度まで延長すること及びその対象となる居住年を令和7年まで延長したものでございます。施行日が令和5年1月1日となっております。

10ページから12ページにかけての第10条の2第3項以下の改正は、法改正に伴う項ずれによるものでございます。施行日が令和4年4月1日となっております。

12ページをお開きください。第10条の3第9項及び13ページの第11項の改正は、固定資産税の家屋となりますが、省エネルギー改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に係る字句の改正でございます。施行日が令和4年4月1日となっております。

13ページから14ページの第12条第1項の改正でございますが、固定資産税の土地となりますが、令和4年度に限り商業地等に係る課税標準額の上昇幅の2.5%とする改正でございます。施行日が令和4年4月1日となっております。

14ページをお開きください。第16条の3第2項の改正でございますが、配当所得等に係る

申告分離課税を所得税の適用がある場合に限り、町民税の課税の特例を適用するものでございます。施行日が令和6年1月1日となっております。

15ページを御覧ください。第17条の2第3項は引用条項の削除に伴う改正でございます。施行日が令和5年1月1日となっております。

16ページをお開きください。第20条の2第4項の改正及び17ページから18ページまでの第20条の3第4項、第6項の改正でございますが、特例適用利子等及び特例適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例の適用を確定申告書の申告方式の選択によるものにルール付けがなされたために、確定申告書に限定したものでございます。以上の改正の施行日は令和6年1月1日となっております。

18ページをお開きください。第26条は、条例附則第7条の3の2の改正により、削除するものでございます。施行日は令和5年1月1日となっております。

18ページから19ページになります。改正条例の第2条は、令和3年改正条例の改正でございます。改正条例の第1条中、条例第36条の3の3につきまして、扶養親族申告書の改正に伴い規定の整備を行うものでございます。施行日は令和4年4月1日となっております。

説明は、以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○1番（陣圭介君）

3点ほどお伺いします。

議案書3ページの条例本文の第18条の4で、納税証明書の交付について、括弧書きで、施行規則で定める記載をしたものの交付を含むという文言が追加になっていますけども、その施行規則で定める事項というのは具体的には何を言うのか教えていただきたいと思います。

2点目ですが、議案書の第5ページ、条例本文の第34条の9第2項の所得割の額から控除できなかった場合の住民税への充当年度が、改正前後で年度が替わっているように見受けられるのですけども、その辺りの説明をお願いします。

それから、3点目は、議案書10ページの附則第7条の3の2第1項で、住宅ローン控除の適用者について、その所得税額から控除しきれなかった額を所得税の課税、総所得金額等の5%の控除限度額の範囲内で、個人住民税額から控除するという、制度の期間の延長なのですが、これについては、所得税で控除しきれなかった分を結局、住民税から控除すると、町と、納税者本人からすると、世帯の金額は変わらないのですけども、国税と住民税という考え方でいうと、住民税のほうは税収入が減になる制度だと思うのですが、この辺り、国のほうから補填があるのか否かについて説明をお願いします。

以上です。

○税務課長（高原寿志君）

お答えいたします。

第18条の4の改正の施行規則で定める記載をしたものということでございますが、施行規則で定める事項は、固定資産課税台帳、もしくは土地名寄帳、もしくは家屋名寄帳に記載するもので、固定資産の所有者、地籍、または床面積、評価額、課税標準額、相当税額等が記載されたものとなっております。

5ページの第34条の9の第2項でございますが、改正前と改正後では年度は替わっておりません。改正前は町に出す申告書ですので、例えば、今年の申告だったら令和4年度分、改正後は確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分となりますから令和3年分の確定申告書となりますので、令和4年度分となるところでございます。

あと住宅ローン控除の補填措置ですが、交付税措置がなされるところでございます。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

2点目の答えがちょっとはつきり分からなかったもので、もうちょっと改正前後で申告書と確定申告書と申告書に係る年度分というのと、確定申告書に係る年の末日の属する年度の翌年度分というものの辺りが、この文言だけで見ると、何かこう1年度ずれているのかなというふうに捉えられてしまうんですよ。もう少し詳しく説明いただけませんか。

○税務課長（高原寿志君）

改正前は、町に対する令和、今年の申告でありますと、3月15日までの申告でありますと、令和4年度分の申告となります。それで、改正後は確定申告書、確定申告はその1月1日から12月31日までの収入に対する申告になりますので、令和3年分の確定申告をしますと令和3年12月31日が属する年度は令和3年度になりますので、その翌年度分となりますので、令和4年度分ということになるところでございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

次に、賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

これから承認第5号を採決します。本件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、承認第5号は、承認することに決定しました。

○

◎ 日程第4 承認第6号

○議長（温谷文雄君）

日程第4、承認第6号、専決処分について（専決第7号）、国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により、令和4年3月31日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の改正は、地方税法施行令の一部が改正され、令和4年4月1日に施行されたことに伴い、改正するものであります。

なお、改正の内容につきまして、担当課長をもって説明いたさせます。御承認のほど、よろしくお願いいたします。

〔降壇〕

○町民福祉課長（内村秀次君）

国民健康保険税条例の改正の内容について説明いたします。議案書の23ページをお開きください。

まず、第2条第2項でございますが、基礎課税額の課税限度額の改正でございます。限度額を63万円から65万円に引き上げるものでございます。

次に、第2条第3項でございますが、後期高齢者支援金等課税額の課税限度額の改正でございます。限度額を19万円から20万円に引き上げるものでございます。

次に、第23条第1項でございますが、ただいま御説明いたしました課税限度額の改正により、その限度額を引用しております部分につきまして、63万円を65万円に、19万円を20万円にそれぞれ改正するものでございます。

この改正条例の附則といたしましては、第1項で施行期日を令和4年4月1日とし、第2項でこの改正条例の規定は令和4年度以降の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものといたしたところでございます。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

次に、賛成の討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

これから承認第6号を採決します。本件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、承認第6号は、承認することに決定しました。

○

◎ 日程第5 承認第7号 専決処分について（専決第8号）令和3年度高原町一般会計補正予算（第23号）

○議長（温谷文雄君）

日程第5、承認第7号、専決処分について（専決第8号）、令和3年度高原町一般会計補正予算（第23号）を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

承認第7号、専決処分について報告いたします。

議案書の25ページをお開きください。令和3年度高原町一般会計補正予算（第23号）を、地方自治法第179条第1項の規定により令和3年3月31日に専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

別冊令和3年度高原町一般会計補正予算書、第23号の1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億5,067万円を追加いたしまして、予算総額を歳入歳出それぞれ74億5,796万1,000円と定めたものでございます。

今回の補正の内容につきまして説明いたします。

4ページをお開きください。まず、第2表繰越明許費補正でございますが、新型コロナウイルス感染症対策事業におきます、休業要請等対策事業としまして864万1,000円を、同じく事業者収入減対策事業としまして414万2,000円を、農地・農業用施設災害復旧事業の単独分としまして110万円を、農業用施設災害復旧事業の補助分としまして223万7,000円をそれぞれ翌年度に繰り越して使用できるよう繰越明許費の追加設定をいたしております。

また、子育て世帯等臨時特別給付金支給事業につきましては、繰り越す額の変更を行い、高原町消防団員準中型自動車運転免許取得助成事業補助金につきましては、交付申請が取り下げられたため、繰越明許費の設定を廃止いたしております。

10ページ、11ページをお開きください。財政調整基金費でございますが、財政調整基金への積立金としまして1億円を計上いたしております。

続きまして、商工費の企業立地促進事業でございますが、今後見込まれる誘致企業に対する助成事業の財源確保のため、高原町企業立地奨励金等交付基金への積立金としまして3,155万1,000円を計上いたしております。

次に、教育費の事務局費でございますが、^{*}高原小学校林の立木売買に伴う分収金の学校基金への積立金としまして1,901万9,000円を計上いたしております。財源としまして、財産収入を充てております。※このページの下段に訂正発言

次に、基金費でございます。今後の公共施設の整備費用に対する財源確保のため、高原町公共施設等整備基金への積立金としまして1億円を、また、企業版ふるさと納税による寄附金を、翌年度に実施する事業に活用するため、「神武の里たかはる」まち・ひと・しごと推進基金への積立金としまして10万円を計上しております。財源といたしまして、寄附金を充てております。

以上、御承認方よろしく申し上げます。

1か所の訂正をさせていただきます。教育費の事務局費でございますが、私、先ほど高原小学校申し上げましたけれども、高原小中学校林の立木売買に訂正をさせていただきます。よろしく申し上げます。

以上でございます。

[降壇]

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○1番（陣圭介君）

まとめて質疑しますけど、補正予算書の11ページに基金が全部で5つぐらいあると思うんですけど、補正後の残高をそれぞれ教えてください。

○総務課長（末永恵治君）

私のほうでまとめて御報告させていただきます。

財政調整基金ですが、令和3年度末の予定の現在高ですが、9億6,593万3,000円、これ予算上でございまして、令和2年度の歳計剰余金処分5,000万円がありますので、これを足すと10億1,593万3,000円となります。

それから、商工費の企業立地奨励金と交付金でございまして、今年度末で5,078万8,607円となります。

次に、学校基金でございまして、今年度末が5,190万394円となります。

それから、諸支出金の基金費の公共施設等整備基金でございまして、今年度末が4億1,841万4,562円となります。

それから、「神武の里たかはる」まち・ひと・しごと推進基金でございまして、1,230万円となります。

以上であります。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

次に、賛成の方の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

これから承認第7号を採決します。本件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、承認第7号は、承認することに決定しました。

○

◎ 日程第6 承認第8号 専決処分について(専決第9号) 令和3年度高原町病院事業会計補正予算(第4号)

○議長(温谷文雄君)

日程第6、承認第8号、専決処分について(専決第9号)、令和3年度高原町病院事業会計補正予算(第4号)を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長(高妻経信君)

[登壇]

承認第8号、専決処分について報告いたします。

議案書27ページをお開きください。令和3年度高原町病院事業会計補正予算(第4号)を、地方自治法第179条第1項の規定により令和4年3月31日に専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算書1ページをお開きください。第2条でございますが、予算第3条に定めた収益的収入を5,969万1,000円の増額を計上しております。

補助金の補正内容は、新型コロナウイルス感染症関連補助金として、県から4,650万1,000円を、国から1,319万円を受け入れるものでございます。

続きまして、収益的支出につきましては、資産減耗費を417万5,000円補正するもので、院長住宅の譲渡によるものであります。

これに伴う補正予算実施計画書と予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を2ページから5ページに併せて添付いたしております。

以上、御承認方、よろしく願いいたします。

[降壇]

○議長(温谷文雄君)

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○1番(陣圭介君)

2点ほどお伺いします。

1点目は、3ページの予定キャッシュ・フロー計算書を見ると、資金の期首と期末の残高が、この令和3年度で2,630万円程度、増えていると思うのですが、一時借入金などにこれを充当するのか否かという辺りを説明いただきたいのと。

病院として現金を常時どのぐらい持っていれば十分なのかという辺りの説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。

午前10時36分 休憩

午前10時37分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、質疑を続行いたします。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

ただいまお話がありました一時借入金につきましては、まだ今、決算中でございます。この予算には反映はしておりません。この予算のキャッシュ・フローということで御理解いただきたいというふうに思います。

2点目の常時の金額につきましては、その月々によって違ってきます。常時いくら持っているかというのをどの時点で見るとというのがちょっと判断しかねますけれども、そのところはちょっと調査してまいりたいと考えています。以上でございます。

○1番（陣圭介君）

現金が足りなくなるタイミングで一時借り入れてすると思っているので、大体どのぐらいの現金が今あるから、今後のキャッシュ・フロー見て十分だという金額って大体予測がつくと思うのですよね。その辺りを調査してという話っておかしいと思うのですけども。大体どのぐらいあれば通常十分なのかというのはある程度、把握しておかないと、今後の財政的な見通し、企業としての見通しを立てないと思っているのですけど、足りなくなったら一般会計から一時借入するというような姿勢じゃなくて、常時いくら準備しておくという必要があるかなと思うんですよ。

だから、例えば、今この予算ベースで8,700万円の金額が現金としてありますと。2,600年、単年度で増えましたと。ただ、それを一時借り入れですぐ返すのではなくて、大体どのぐらいの年度的な見通しを立てて、常時いくら準備しておけば十分だっというような、財政的なシミュレーションってしておかないと、企業として危険だと思うのですけど、その辺り考えをお伺いしたいと思います。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

陣議員の御指摘のとおりだというふうに考えております。常時その、今のところ現金はほぼないという状況で進んでおまして、この月々に、給与等の支払い時期に借りるという形が、今のところその形でやっておりますけれども、先ほど申しましたとおり、常時いくらあれば足りるかというのは、再度、調査をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（中村昇君）

2ページの国県からの新型コロナウイルスに係る補助金及び協力金の内訳を伺いたいと思います。

それと、令和3年度におけるこうした一連のコロナ感染症に関する補助金が累計でどのくらいになるのかお伺いいたします。

○高原病院事務長（花牟禮秀隆君）

2ページでございます。2ページをお開きいただきたいというふうに思います。病院事業収益のうち、医業外収益補助金の1億6,812万1,000円ということでございます。再度申し上げます。収益的収入の病院事業収益、医療外収益補助金のうちの、今回補正予定額が5,969万1,000円ということで、その内訳でございます。

まず、宮崎県新型コロナウイルス感染症患者等入院病床確保支援事業費補助金でございますが、4,513万6,000円でございます。

続きまして、新型コロナウイルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補助金でございますが、1,319万円でございます。

続きまして、宮崎県新型コロナウイルス感染症患者入院受入医療機関における特別手当支給支援事業費補助金でございますが、36万5,000円でございます。

続きまして、宮崎県新型コロナウイルス感染症患者外来診療受入医療機関支援事業費補助金でございますが、80万円でございます。

次、新型コロナウイルスワクチン接種緊急支援事業個別接種協力金でございますが、20万円でございます。

それと、ただいまありました新型コロナウイルスの感染症対策関連費補助金につきましては、このページにあります1億6,822万1,000円を見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

次に、賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

これから承認第8号を採決します。本件は、承認することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、承認第8号は、承認することに決定しました。

○

◎ 日程第7 承認第9号 専決処分について（専決第10号）令和4年度高原町一般会計補正予算（第1号）

○議長（温谷文雄君）

日程第7、承認第9号、専決処分について（専決第10号）、令和4年度高原町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

承認第9号、専決処分について報告いたします。

議案書の29ページをお開きください。令和4年度高原町一般会計補正予算（第1号）を、地方自治法第179条第1項の規定により令和4年4月19日に専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

今回の補正の内容であります。令和2年度に受け入れました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の国への返還に係る補正でございます。

別冊の令和4年度高原町一般会計補正予算書（第1号）の1ページをお開きください。今回の補正は歳入歳出それぞれ836万2,000円を追加しまして、予算総額を歳入歳出それぞれ58億8,736万2,000円と定めたものでございます。

補正の内容につきまして説明させていただきます。

10ページ、11ページをお開きください。諸費でございますが、令和2年度に概算で受け入れております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきまして、本交付金を財源として実施しました全事業の実績額が既に受け入れている額を下回ったため、その差額の返還金としまして836万2,000円を計上いたしております。

以上、御承認方よろしくお願ひいたします。

[降壇]

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

次に、賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

これから承認第9号を採決します。本件は、承認することに賛成の方は、起立願ひます。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、承認第9号は、承認することに決定しました。

○

◎ 日程第8 議案第32号 学校基金の設置・管理及び処分に関する条例の一部を改正する
条例

○議長（温谷文雄君）

日程第8、議案第32号、学校基金の設置・管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

[登壇]

議案第32号、学校基金の設置・管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書31ページをお開きください。本議案につきましては、高原中学校分収造林及び高原小学校分収造林が令和4年2月28日に宮崎森林管理署都城支署により公売に付され、令和4年3月25日に本町に対し落札業者から分収金の納付があったことをもって、分収造林契約が終了いたしました。

このことから、条例の第2条の基金の財産を削除し、それに伴い第1条の各学校基金を削除し、

所要の改正を行うものであります。

施行期日につきましては、公布の日からといたしております。

なお、分収金につきましては、承認第7号で報告いたしましたとおり、学校基金への積立金としまして1,901万9,000円を計上いたしております。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。 [降壇]

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○1番（陣圭介君）

改正条例の本文の第1条なのですが、各学校の基金の文言が消えているんですけども、これは全ての基金を一つにまとめるという意味かどうかについてお答えいただきたいと思います。

○教育総務課長（中別府和也君）

お答えいたします。

今、陣議員が言われたとおり、学校基金一本にするものでございます。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（温谷文雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決します。議案第32号は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第9 議案第33号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（温谷文雄君）

日程第9、議案第33号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

[登壇]

議案第33号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書の33ページをお開きください。職員の給与は、国並びに他の地方公共団体の職員等の事情を考慮すべきものであるという給与決定の原則がございます。

令和3年度の人事院勧告、並びに国家公務員の給与改定等の取組に鑑み、所要の改定を行うものでございます。

今回の改正の内容は、期末手当の改定を行うもので、公布の日から施行することとし、令和4年6月期の基準日、6月1日から適用することといたしております。

詳細につきまして、総務課長をもって説明をいたさせます。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

[降壇]

○総務課長（末永恵治君）

[登壇]

議案書33ページ、議案第33号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を御説明いたします。

16条第2項及び第3項の改正でございますが、令和3年度の人事院勧告に基づき、期末手当について職員の支給割合を100分の127.5から100分の120に引き下げ、再任用職員の支給割合を100分の72.5から100分の67.5に引き下げるものでございます。

この改正で令和4年度の6月期と12月期の職員の支給割合はいずれも現行の支給割合よりもそれぞれ100分の7.5ずつ、併せて100分の15の引き下げが行われるものであります。その他、所要の改正を行うものでございます。

以上であります。

[降壇]

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○1番（陣圭介君）

令和3年度の人事院勧告の反映なのですが、県もそうなのですが、昨年の12月からも反映されているのですよね。このタイミングになった理由の説明をお願いします。

○総務課長（末永恵治君）

令和3年8月10日に昨年の人事院勧告が出されております。国においては、コロナ禍から回復途上にある我が国経済にマイナスの影響を与えることを念頭に置きつつ対応していくということをなされまして、令和3年11月24日の閣議決定で、令和3年8月10日の期末手当の改定に関する人事院勧告どおり、期末手当の支給月数を引き下げるものとするというふうになったものでございまして、令和4年2月1日に一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案などが閣議決定され、令和4年4月6日に成立、4月13日に交付となったもので、国に合わせて今回改正するものでございます。

以上であります。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○4番（中村昇君）

今回の引き下げによる期末手当の減額、総額についてお伺いいたします。

それと、組合との交渉についてもお伺いいたします。

○町長（高妻経信君）

ただいまの中村議員の御質問で、影響額につきましては総務課長のほうでお答えさせていただきます。組合との交渉でございますけれども、5月16日と19日、2回行っております。それを踏まえまして、今回の条例改正にいたったわけでありまして、やはり、この交渉の中でも、現下のこのコロナウイルスの影響、これがまだ引き続き続いているということ、それと、ウクライナ情勢等も新たにあるわけですが、そういった意味で、この人事院勧告どおりの改正はするということになったわけですが、やはりこの町内の消費喚起には、やはり職員として取り組んでいただきたいと、そういうことも私のほうからお願いいたしまして、この内容で組合との妥結に至ったということでございます。

以上でございます。

○総務課長（末永恵治君）

影響額についてでございますが、一般会計、水道会計、病院会計、併せまして932万円ほどとなっております。1人辺りに換算いたしますと、5万1,000円ほどとなります。

また、合わせて、会計年度任用職員につきましても147万円ほどということになりまして、1人当たりが1万8,000円ほどとなっているところでございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

○6番（福澤卓志君）

すみません、今勉強中で、ちょっと教えていただきたいのですが、例えば、この本条例を

否決された場合は、何らかのペナルティがあるかどうか伺いたいと思います。

○町長（高妻経信君）

やはり、今回の改正、人事院勧告がされたわけですが、県内のこの対応がそれぞれあるようでありまして、高原町としてはこのとおり実施をするということでありまして、仮に今、福澤議員が発言されたように、実施しなかった場合、過去そういったことがあったということは、私どもで把握はいたしておりません。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

○4番（中村昇君）

ただいま議題となっております議案第33号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に反対の立場から討論いたします。

本議案は、人事院勧告に基づき、一般職員の期末手当を引き下げるものであります。今、新型コロナウイルス感染症の対応で、現場で頑張っている医師、看護師、保育士などのケア労働者やワクチン接種のための支援業務に携わっている職員など、感染のリスクを顧みず、町民の生活維持のため日々頑張っている職員に対し、手当引下げの人勧決定はひどいものであります。また、コロナ禍で公務員の賃金水準を下げれば、地域の事業所における賃金にも影響が及び、コロナ禍で疲弊している地域経済にも影響をいたします。

以上で討論を終わります。

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

○9番（前原淳一君）

私は、賛成の立場で討論をいたします。

本来であれば、ラスパイレス指数も本町で97ということでありまして、国家公務員からすると大分安いわけです。

また、我々地方議会議員、特に町村議会議員においても市議会議員、あるいは県議会議員と比較すると相当安いということもありますが、本来であれば、賛成すべき立場なのかもしれません。しかし、現在のコロナ禍における一般の労働者の賃金の低迷、そういったことを考えれば

賛成すべきことだというふうに思います。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

反対の討論はありませんか。

○6番（福澤卓志君）

私は、おおむね中村議員と同じ意見で、決して前原議員を否定するものではありませんが、本条例が可決された場合、約1,000万円というのを減額となるわけです。これは本来、本町で使用されたらば、また他の自治体で使用されたときの経済効果を考えると、減額すべきではない、また各個人においても相当苦勞されているということを含めまして、私も反対の立場で討論いたします。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決します。議案第33号は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

起立多数です。よって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第10 議案第34号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（温谷文雄君）

日程第10、議案第34号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第34号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

議案書の35ページをお開きください。先ほど、一般職の職員の給与条例の一部改正について御説明申し上げたところでございますが、常勤の特別職、町長、副町長及び教育長の期末手当につきましては、地方公務員法第14条に定める情勢適応の原則に従い、職員の支給の例及び特別職の職員の給与に関する法律の改正に準じて、6月期と12月期の支給割合を0.05月ずつ、併せて0.1月引き下げるものでございます。

職員と同様、施行期日につきましては、公布の日からとしております。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

[降壇]

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○1番（陣圭介君）

先ほど可決されました一般職の職員の期末手当の減額と本議案、議員のほうもそうなのですが、期末手当の減額幅等を比べてみますと、一般職の職員は年間、通年で見て0.15か月の減であるにも関わらず、特別職、議員も含めて下げ幅が0.1か月と小さいのですよ。

ずっと職員をこう減額するというのであれば、ある程度、特別職に関しては、もうちょっと、もともとベースが高いのですから、もう少し減額幅を職員、一般職職員よりも大きくするなりに対応というのが考えられると思うのですが、その辺りについて町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○町長（高妻経信君）

陣議員の御質問にありましたとおり、今回の引下げの率は異なっております。これも今回の人事院勧告で示された率をそのまま一般職と同様、適用しているというふうに御理解をいただきたいと思います。

以上です。

○1番（陣圭介君）

人事院勧告どおりとおっしゃるのは分かっていたのですが、そういうことではなくて、もともとベースが高い者に対して、一般職職員の期末手当を下げるのであれば、やっぱり特別職としてお手本を見せるべきなのかなという、単純に人事院勧告に従うというだけじゃなくて、やっぱりその辺りを考えていかないと示しがつかないような気がするんですけども、今後について検討いただけるのかどうかについて、最後聞きたいと思います。

○町長（高妻経信君）

お答えをします。

これまで人事院勧告を尊重するという説明で、これまでそういう答弁をいたしております。今回もそのように説明をさせていただいておりますが、この特別職、私、副町長、教育長につきまして、陣議員もご案内の通りもありますけども、報酬を、年度報酬もカットして、そういった、何でしょうか、陣議員が高額であるとお話しがありましたけども、そういった考えのもとで、そういった対応はいたしておるとい分は理解いただきたいと思いますと考えております。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決します。議案第34号は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第11 議案第35号 議会の議員の議員報酬・費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

○議長（温谷文雄君）

日程第11、議案第35号、議会の議員の議員報酬・費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第35号、議会の議員の議員報酬・費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する

条例について御説明いたします。

議案書 36 ページをお開きください。先ほど、常勤の特別職の給与条例の一部改正について御説明申し上げたところでございますが、議会議員の期末手当につきましても、地方公務員法第 14 条に定める情勢適応の原則に従いまして、一般職及び常勤の特別職の職員と同様に支給割合の改定を行うものでございます。

施行期日につきましては、公布の日からといたしております。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

[降壇]

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（温谷文雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第 35 号を採決します。議案第 35 号は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第 35 号は、原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第 12 議案第 36 号 物品購入契約について

○議長（温谷文雄君）

日程第 12、議案第 36 号、物品購入契約についてを議題とします。

当局から提案理由の説明をもとめます。

○町長（高妻経信君）

[登壇]

議案第 36 号、物品購入契約について御説明いたします。

議案書の 37 ページをお開きください。このたび、ICT 教育の推進を図るため、大型の電子

黒板購入についての入札を、令和4年4月27日に実施いたしました。

今回、物品購入契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

購入台数は、高原小学校に13台、高原中学校に6台の合計19台でございます。

なお、平成30年度に寄附を原資として購入いたしました電子黒板につきましては、現在、町内各小中学校に設置しておりますが、今回の新たな電子黒板の購入に伴い、高原小中学校にあります電子黒板につきましては、児童生徒数等を勘案し、他の小中学校に設置する予定といたしております。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

[降壇]

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○1番（陣圭介君）

4月27日の入札の参加業者の数を教えてもらいたいのと、今、議案の説明の中で、既に設置されている電子黒板について、他の小中学校に配分するというような話だったのですが、今回のこの契約の、既に何台が配備されているわけで、この契約によって、増設になるのかな、増設する必要性があったのか、なかったのかという辺りを、2点目お伺いしたいと思います。それから、もう一つは、既に設置されている電子黒板と今回のものとで、使用ですね、黒板の使用の差異があればその説明を教えてくださいたいと思います。

以上です。

○議長（温谷文雄君）

暫時休憩いたします。

午前11時14分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（温谷文雄君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を継続し、質疑を続行いたします。

○教育総務課長（中別府和也君）

御質問にお答えいたします。

4月27日に実施しました入札につきましては、3業者参加いたしております。

○教育長（西田次良君）

お答えいたします。

現在、設置してある台数が全部で11台ということで、高原小、高原中学校に3台、広原小学校に2台、あとの狭野小、後川内小、後川内中学校に1台ずつ設置してあります。

増設するのは、高原小学校と高原中学校に、各学級分ずつ配置をいたします。そういたしますと、高原小学校の3台と既にあります3台と、高原中学校の既にあります3台をほかの学校に再設置いたしまして、各学級で1台ずつ使えるようにしたいというふうにいたしております。その使用の違いでございますけども、現在あるものは、大きなスクリーンに、上のほうにプロジェクターがこうついているプロジェクター型の電子黒板、ちょっと大きめであります。今度、新規に購入いたしますものは、今度は65型のモニター型、テレビの大きなやつと考えていただけるんですが、そのような電子黒板ということでございます。

以上でございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

議案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。議案第36号は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

○

◎ 日程第13 議案第37号 令和4年度高原町一般会計補正予算（第2号）

○議長（温谷文雄君）

日程第13、議案第37号、令和4年度高原町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○町長（高妻経信君）

〔登壇〕

議案第37号、令和4年度高原町一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。
別冊補正予算書の1ページをお開きください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ455万5,000円を追加しまして、予算総額を歳入歳出それぞれ58億9,191万7,000円と定めるものでございます。

それでは、補正の内容につきまして御説明いたします。

10ページ、11ページをお開きください。児童福祉総務費でございますが、新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり一律5万円の特別給付金を支給する費用としまして455万5,000円を計上いたしております。財源といたしまして、国庫支出金を充てております。

以上、御審議のほど、よろしく願いいたします。

〔降壇〕

○議長（温谷文雄君）

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○1番（陣圭介君）

事業の内容なのですが、1名当たり5万円ずつということなので、逆算すると65名分かなと思っておりますが、それに対して、委託料が、よく言われるのですが、122万円と、非常に高額で、恐らくこれも推測なのですが、システム改修に要する費用だと思うのですよ。

65名分ぐらいだったら人的にこう手作業で抽出できるものではないかなと思うのですが、その辺りの考え方を1点お伺いしたいのと。

仮にそのシステム改修を今回やらなかったとして、今後の、例えばこういった事業が展開された場合に、全体的なシステム上、途中のアップデートしていないわけなので、これ以降、不具合が生じるものなのか否かについて、2点目お伺いしたいと思います。

以上です。

○町民福祉課長（内村秀次君）

御質問にお答えいたします。

今回の人数の積算につきましては、令和3年度に同様の事業がございました。そのときの支給決定児童数に0.8を乗じて得た児童数に支給単価の5万円を掛けなさいと、国からの指示でございます。

ですので、実際、令和3年度が81名で申し込んでいて、その0.8、65というのが出ております。

あと、事務費につきましても、令和3年度の実績に0.8を掛けて申請してくださいということで、それをやりますと、令和3年度の実績が163万1,000円だったんですよ。それに

0.8を掛けまして130万5,000円という数字が出ます。

ですので、実際のシステム改修の値段とは異なると。国も急いで支給したいというのがあって、0.8という係数を掛けたのでお願いしたいと。

ですから、実際のシステム改修はこの値段にはならない可能性もあるということで御理解いただきたいと思います。

今回、システム改修を行わないことによって、今後どんなことになるかということについては、ちょっとどういった改修をするかもまだ定かでない部分もございまして、今後の影響については未定ということで考えております。

以上でございます。

○1番（陣圭介君）

国からそういった方針を示されているので、機械的に予算に上げたのだと思うのですがけれども、実際、人数が、対象人数が少ない場合に、システム改修を本当にやるべきかやらなくても大丈夫なのかという判断は、当然やっていただけるのでしょうか。

○町民福祉課長（内村秀次君）

お答えいたします。

実際、システム改修をやった結果でないと、正確な人数が出ないのかなと考えておりますので、その部分は必要の部分になるというふうには考えているところでございます。

○議長（温谷文雄君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

原案に賛成の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（温谷文雄君）

これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。議案第37号は、原案のとおり決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（温谷文雄君）

総員起立です。よって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

以上で、今期臨時会に付議された案件は全部終了しました。

これにて、令和4年第2回高原町議会臨時会を閉会します。

○

◎ 閉 会

午前11時24分 閉会

令和4年第2回臨時会

署 名

高原町議会議長

温 谷 文 雄

高原町議会議員

温 水 宜 昭

高原町議会議員

福 澤 卓 志